



呉市地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

<第5期 くれエコアクションプラン>

第5章 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ＜第5期 くれエコアクションプラン＞

1 計画の基本的事項

1-1 対象とする温室効果ガス※

事務事業編では、温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス※7種類のうち、呉市の事務事業により排出される4種類（二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素，ハイドロフルオロカーボン類）を対象とします。

表 5-1 事務事業編で対象とする温室効果ガス※

温室効果ガス※種別	主たる排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼および電気の使用（エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
メタン (CH ₄)	公用車の走行（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理（非エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行（非エネルギー起源） 下水・し尿の処理（非エネルギー起源） 一般廃棄物の焼却（非エネルギー起源）
ハイドロフルオロカーボン※類 (HFC)	公用車のカーエアコンから漏出するHFC-134a （非エネルギー起源）
パーフルオロカーボン※類 (PFC)	半導体等の洗浄やエッチングに使用されますが、呉市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。
六フッ化硫黄※ (SF ₆)	変圧器からの漏出等が考えられますが、呉市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。
三フッ化窒素※ (NF ₃)	液晶パネルの製造工程等で使用されますが、呉市事務事業からの排出はほとんどないため対象外とします。

1-2 対象とする施設

事務事業編では、市役所の部局が管理・運営・使用する全ての施設（指定管理者が管理を行う公の施設を含む）を対象とします。

2 第4期くれエコアクションプランに対する評価

2-1 温室効果ガス※排出量の削減目標に対する評価

第4期くれエコアクションプラン（以下「前アクションプラン」といいます。）は、令和4（2022）年度を目標年度とし、基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス※排出量から15%削減することを目標としていました。

直近年度である令和3（2021）年度における温室効果ガス※排出量（64,740t-CO₂）は、基準年度比で約35%削減しており、削減目標を達成する状況となっています。

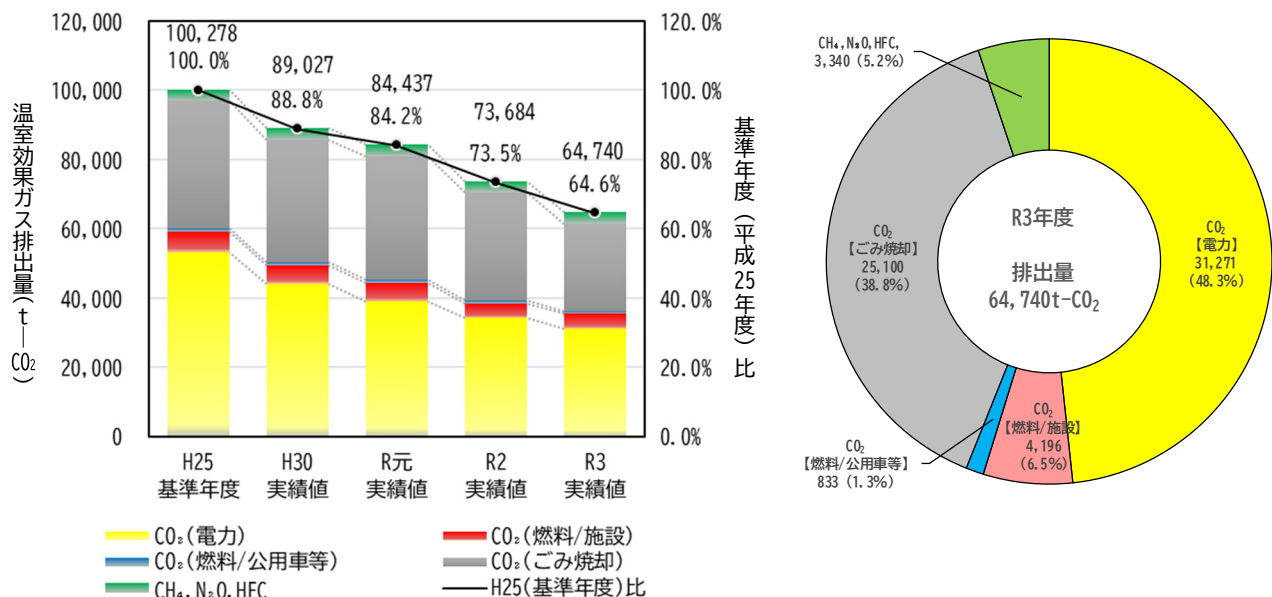
温室効果ガス※種別の削減量をみると、最も削減量が大きかったのは電力使用に伴う二酸化炭素の排出量で、令和3年度（31,271t-CO₂）は基準年度（53,199t-CO₂）から約41%減少しています。次いで、一般廃棄物焼却に伴う二酸化炭素の排出量が大きく減少し、令和3年度（26,221t-CO₂）は、基準年度（37,964t-CO₂）から約31%減少しています。

表 5-2 温室効果ガス※排出量の推移

活動区分	H25年度(基準年度)		H30年度 排出量 (t-CO ₂)	R元年度 排出量 (t-CO ₂)	R2年度 排出量 (t-CO ₂)	R3年度		基準年度比 削減率 (%)
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)				排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	
電気の使用	53,199	53.1%	44,205	39,110	34,306	31,271	48.3%	▲ 41.2%
燃料の燃烧	7,027	7.0%	6,243	6,131	5,103	5,029	7.8%	▲ 28.4%
一般廃棄物焼却	37,964	37.9%	36,375	37,021	32,062	26,221	40.5%	▲ 30.9%
下水し尿処理	2,058	2.1%	2,150	2,120	2,171	2,178	3.4%	5.8%
自動車の走行	24	0.0%	48	49	35	34	0.1%	43.5%
その他	6	0.0%	6	6	7	7	0.0%	15.4%
合計	100,278	100.0%	89,027	84,437	73,684	64,740	100.0%	▲ 35.4%

注) 1 表中の温室効果ガス※排出量は、「国マニュアル（事務事業編）」に準拠し算定しています。
2 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

図 5-1 温室効果ガス※排出量の推移及び令和3年度の温室効果ガス※構成比



注) 端数処理のため、合計や比率 (%) が一致しない場合があります。

■温室効果ガス排出量の算出は、基準年度である平成25年度以降、直近年度の令和3年度までの排出量を、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」（以下「国マニュアル（事務事業編）」）といいます。）による算定方法により見直しを行っています。

2-2 個別活動量の削減目標に対する評価

前アクションプランでは、個別数値目標として、電気・燃料の使用量、施設及び事業のエネルギー原単位について、それぞれ削減目標を掲げていました。

表 5-3 前アクションプランでの個別活動量の削減目標

個別数値目標	電気・燃料使用量	市全体で年平均1.5%以上削減
	施設	延べ面積当たりのエネルギー使用量を年平均1%以上削減
	事業部門	廃棄物処理（ごみ処理量）、下水道事業（終末処理量）、水道事業（配水量）について、電気使用量を年平均1%以上削減

市全体の電気、燃料の使用量については、都市ガスの使用量を除き個別数値目標の年平均1.5%以上を達成する状況にありました。事業区分別電気使用量（原単位）については、水道事業の電気使用量（浄配水1千m³あたり）のみが個別数値目標を達成する状況にありました（表 5-4 参照）。

また、年間の二酸化炭素排出量が150t以上の施設をみると、37施設のうち7割強の27施設において個別数値目標の延べ面積当たりのエネルギー使用量年平均1.0%以上削減を達成する状況にありましたが、2割弱の6施設については延べ面積当たりのエネルギー使用量が年平均で増加する状況にありました（表 5-5 参照）。

表 5-4 個別活動量の削減目標達成状況（電気・燃料・事業）

区分		単位	H25	H30	R元	R2	R3	年平均削減率 (H25~R3)	達成状況
電気使用量（市全体）		MWh	73,525	68,661	68,099	66,421	64,152	▲1.7%	○
燃料使用量 (市全体)	ガソリン	kL	252	254	217	196	215	▲2.0%	○
	灯油		785	685	608	625	643	▲2.5%	○
	軽油		161	134	123	150	112	▲4.5%	○
	A重油		687	535	458	295	327	▲8.9%	○
	プロパンガス	千m ³	107	74	107	77	59	▲7.2%	○
	都市ガス		727	792	887	669	651	▲1.4%	△
事業区分別 電気使用量 (原単位)	廃棄物処理業(クリーンセンター) (ごみ処理(破碎・焼却)量1tあたり)	内部使用	372	343	332	352	350	▲0.7%	△
		外部使用	▲4.3	▲32.7	▲47.1	▲29.8	▲28.6		
	下水道事業 (終末処理1千m ³ あたり)	kWh/千m ³	674	740	701	694	683	0.2%	×
	水道事業 (浄配水1千m ³ あたり)	kWh/千m ³	164	172	160	157	150	▲1.1%	○

注) 1 年平均削減率 = $-1 \times (1 - (R3 \text{ の数値} / H25 \text{ の数値})^{1/8})$

2 年平均削減率の達成状況の基準は下記のとおりです。

【電気・燃料使用量】 ○：▲1.5%以下， △：0.0%～▲1.5%未満， ×：0.0%超

【事業電気使用量】 ○：▲1.0%以下， △：0.0%～▲1.0%未満， ×：0.0%超

3 内部使用は、自家発電（ごみ発電から供給）分を含めて算出し、外部使用は、外部から供給された（買電）電力量から外部に供給した（売電）電力を控除して算出しました。

4 端数処理のため、合計や比率（%）が一致しない場合があります。

表 5-5 個別活動量の削減目標達成状況（年間の二酸化炭素排出量が150t以上の施設）

区分		単位	H25	H30	R元	R2	R3	年平均削減率 (H25~R3)	達成状況
延べ面積あたりのエネルギー使用量 ※二酸化炭素排出量が年間150t以上の施設	1 本庁舎	MJ/m ²	877	821	819	823	812	▲1.0%	○
	2 阿賀市民センター		1,446	1,508	1,548	764	678	▲9.0%	○
	3 広市民センター		1,074	1,083	1,021	718	632	▲6.4%	○
	4 昭和市场センター		1,266	1,181	1,045	1,052	893	▲4.3%	○
	5 音戸市民センター		645	657	661	706	642	▲0.1%	△
	6 川尻まちづくりセンター		498	508	496	459	294	▲6.4%	○
	7 安浦まちづくりセンター		1,244	1,241	893	759	749	▲6.1%	○
	8 呉信用金庫ホール(文化ホール)		697	755	1,105	548	678	▲0.3%	△
	9 美術館		1,360	1,480	1,602	1,481	1,616	2.2%	×
	10 つばき会館		870	956	877	797	899	0.4%	×
	11 IHIアリーナ呉(呉市体育館)		413	174	383	344	344	▲2.3%	○
	12 シンヨーオークアリーナ(呉市総合体育館)		949	949	878	673	674	▲4.2%	○
	13 市営温水プール		3,686	4,072	3,984	3,135	3,155	▲1.9%	○
	14 川尻温水プール		2,676	2,349	2,210	2,358	2,255	▲2.1%	○
	15 くらはし温水プール		6,183	6,031	5,270	5,333	5,230	▲2.1%	○
	16 中央図書館		894	589	577	606	560	▲5.7%	○
	17 呉市福祉会館		645	692	662	702	691	0.9%	×
	18 呉市総合ケアセンターさざなみ		1,436	1,320	1,245	1,200	1,309	▲1.2%	○
	19 みはらし荘		1,503	1,229	1,188	597	1,250	▲2.3%	○
	20 すこやかセンターくれ		1,168	1,068	936	997	708	▲6.1%	○
	21 公立下蒲刈病院		1,840	1,754	1,712	1,713	1,764	▲0.5%	△
	22 きんろうプラザ		1,554	812	786	689	787	▲8.2%	○
	23 国民宿舎野呂高原ロッジ		1,772	1,517	1,663	1,206	1,551	▲1.6%	○
	24 おんど観光文化会館うずしお		1,393	1,063	1,130	972	873	▲5.7%	○
	25 くらはし桂浜温泉館		3,441	2,921	2,667	2,389	2,536	▲3.7%	○
	26 かまがり温泉やすらぎの館		4,323	3,701	4,270	1,834	2,916	▲4.8%	○
	27 グリーンピアせとうち		2,219	1,780	1,129	675	849	▲11.3%	○
	28 呉中央棧橋ターミナル		2,369	2,168	2,296	1,565	1,375	▲6.6%	○
	29 海事歴史科学館(大和ミュージアム)		1,656	1,269	1,412	1,211	1,120	▲4.8%	○
	30 グリーンヒル郷原		1,113	1,135	1,045	565	656	▲6.4%	○
	31 中央公園		8,490	9,314	9,414	9,120	9,192	1.0%	×
	32 呉ポートピアパーク		780	655	687	586	619	▲2.8%	○
	33 消防局・西消防署		2,226	2,133	2,054	1,076	1,120	▲8.2%	○
	34 阿賀小学校		267	378	633	522	567	9.9%	×
	35 川尻小学校		363	318	326	338	362	▲0.0%	△
	36 音戸学校給食共同調理場		4,288	4,817	4,522	5,087	5,135	2.3%	×
	37 呉高等学校		356	346	342	305	210	▲6.4%	○

注) 1 年平均削減率 = $-1 \times (1 - (R3 \text{ の数値} / H25 \text{ の数値}))^{(1/8)}$

2 年平均削減率の達成状況の基準は下記のとおりです。

○ : ▲1.0%以下, △ : 0.0%~▲1.0%未満, × : 0.0%超

3 端数処理のため, 合計や比率 (%) が一致しない場合があります。

第1章
計画の基本的事項

第2章
呉市の現状と課題

第3章
環境の将来像

第4章
区域施策編

第5章
事務事業編

第6章
計画の推進

2-3 調整後排出係数を用いた算定値

国の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月閣議決定。いわゆる政府実行計画）では、再生可能エネルギー※電力の調達等の取組が反映できるよう、基礎排出係数*¹を用いて算定された温室効果ガス※の総排出量に加え、調整後排出係数*²を用いて算定された温室効果ガス※の総排出量を併せて公表することとされており、地方公共団体の地球温暖化対策実行計画においても同様の扱いが求められています。

調整後排出係数を用いて算定した温室効果ガス※排出量は、基準年度である平成25年度では95,555t-CO₂、直近年度である令和3年度では64,987t-CO₂となり（表5-6参照）、令和3年度は基準年度比32.0%の減少となります。

表 5-6 温室効果ガス※排出量（基礎排出係数・調整後排出係数比較）

		温室効果ガス排出量(t-CO ₂)		基準年度比 【 】内は増減量 (%)
		基準年度 (H25年度)	直近年度 (R3年度)	
施設の電力使用に伴うCO ₂ 排出量	基礎排出係数	53,199	31,271	58.8% 【 ▲41.2% 】
	調整後排出係数	48,476	31,518	65.0% 【 ▲35.0% 】
施設の燃料使用に伴うCO ₂ 排出量		5,931	4,196	70.8% 【 ▲29.2% 】
公用車等の燃料使用に伴うCO ₂ 排出量		1,096	833	76.0% 【 ▲24.0% 】
ごみ焼却に伴うCO ₂ 排出量		36,740	25,100	68.3% 【 ▲31.7% 】
CH ₄ , N ₂ O, HFC		3,312	3,340	100.8% 【 0.8% 】
合計	基礎排出係数	100,278	64,740	64.6% 【 ▲35.4% 】
	調整後排出係数	95,555	64,987	68.0% 【 ▲32.0% 】

注) 1 表中の温室効果ガス※排出量は、「国マニュアル（事務事業編）」に準拠し算定しています。
2 端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

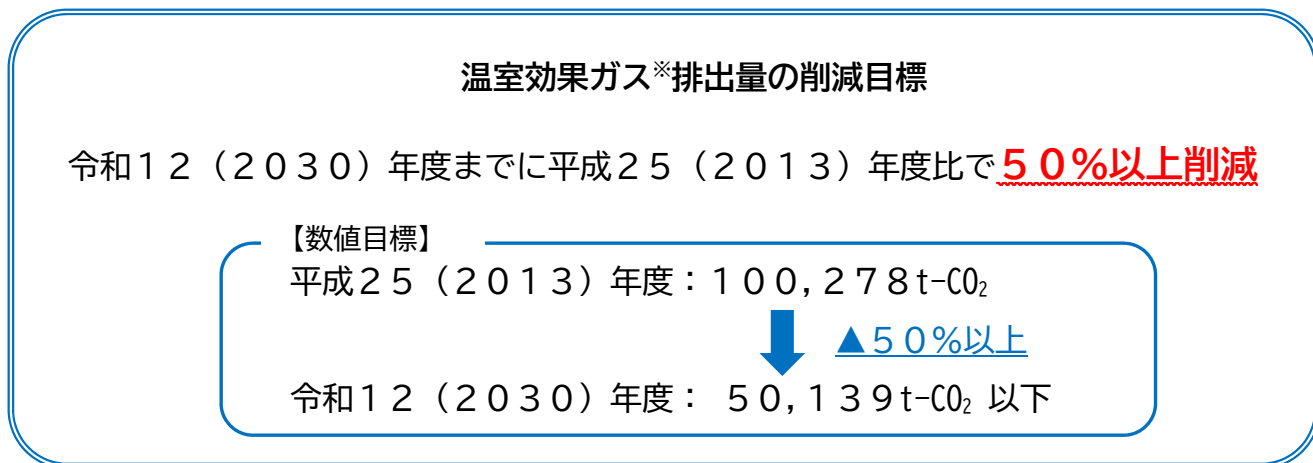
- *1 基礎排出係数 : 温室効果ガス※排出量の算出において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を求める際に使う係数です。電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された二酸化炭素の量を当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除して算出されます。
- *2 調整後排出係数 : 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を求める際に使う係数の一つです。電気事業者の二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギー※の固定価格買取制度※に係る費用負担による調整を行うとともに、他社の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出されています。

3 温室効果ガス※排出量の削減目標

3-1 温室効果ガス※排出量の削減目標

国の「地球温暖化対策計画」では、我が国の中期目標として、令和 12（2030）年度において平成 25（2013）年度比 46%減、さらに 50%減の高みを目指し挑戦することを掲げています。

市は、市民や事業者の模範となる率先的な取組が求められおり、可能な限り我が国の目標達成に寄与していくため、事務事業編では、区域施策編より高い目標を掲げることとし、次の目標とします。



3-2 個別活動量の削減目標

上記の温室効果ガス※排出量の削減目標を達成するため、各施設所管部署や事業部門ごとに次の個別活動量の削減目標を設定します。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）の規定により、年平均 1%以上のエネルギー消費原単位※の低減が求められていることから、施設・事業部門はそれぞれ 1%以上の削減目標とします。

また、電気・燃料使用の削減目標は、第 3 期エコアクションプランでは、年平均 1%以上としていましたが、前アクションプランからはより高い目標とするため、年平均 1.5%以上と設定していますので、個別活動量の削減目標は、前アクションプランを継続します。

表 5-7 個別活動量の削減目標

個別 数値 目標	電気・燃料使用	市全体で年平均1.5%以上削減
	施設	延べ面積当たりのエネルギー使用量を年平均1%以上削減
	事業部門	廃棄物処理（ごみ処理量），下水道事業（終末処理量），水道事業（配水量）について、電気使用量を年平均1%以上削減

4 温室効果ガス※排出削減のための取組

4-1 再生可能エネルギー※の活用

4-1-1 太陽光発電等の再生可能エネルギー※発電設備の導入

市が保有する建築物及び土地において太陽光発電の最大限の導入を図り、令和 12（2030）年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー※設備についても、積極的に導入を検討します。

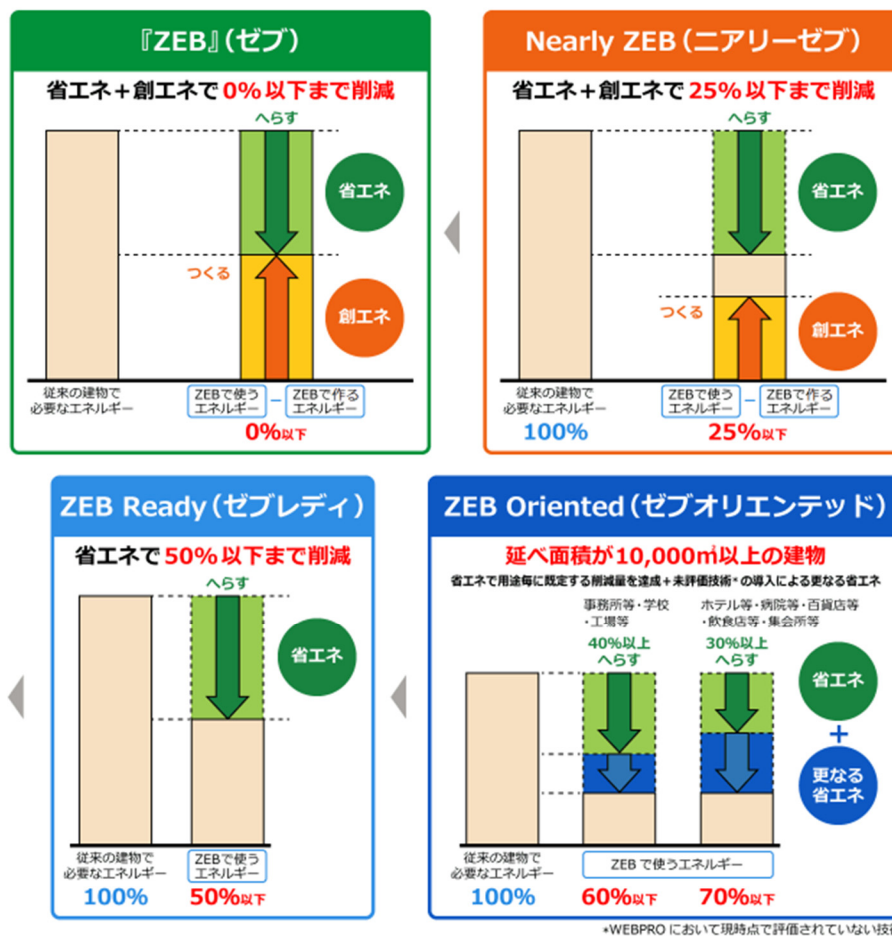
4-1-2 廃棄物発電等の活用

ごみ処理施設等で発電した電気のうち、当該施設で利用する以外の余剰電力を他の市有施設に託送することを検討します。

4-2 建築物の省エネルギー化

市有建築物の新築、改築等をする際には、断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ、空気調和設備その他の機械換気設備、給湯設備等の導入により省エネルギー対策を徹底するほか、建物の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）※化や省エネルギー基準への適合化を含め検討していきます。

図 5-2 ZEB※の種類（『ZEB』・Nearly ZEB・ZEB Ready・ZEB Oriented）



出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL（ゼブ・ポータル）」

4-3 インフラの省エネルギー化

施設の更新時に合わせた設備のダウンサイジングや高効率化を行うとともに、老朽化したポンプ設備等を更新する際には、インバーター制御化等の省エネルギー設備の導入を進めます。

4-4 設備の導入やサービスの購入に当たっての取組

4-4-1 電動車^{*}の導入

市の公用車については、代替可能な電動車^{*}（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車^{*}（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合等を除き、新規導入・更新については、全て電動車^{*}とし、ストック（使用する公用車全体）でも令和12（2030）年度までに全て電動車^{*}とすることを目指します。

また、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図ります。

4-4-2 LED照明の導入

既存設備を含め、対象施設のLED照明の導入割合を令和12（2030）年度までに100%とすることを目指します。

また、調光システムの導入を併せて検討し、適切に照度調整を行います。

4-4-3 環境配慮型電力の調達

令和12（2030）年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー^{*}電力とすることを目指します。

また、再生可能エネルギー^{*}電力以外についても可能な限り、排出係数が低い電力の調達を進めます。

4-5 庁内での取組の普及

温室効果ガス※排出削減のためには、職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要となります。日常の事務事業の中で、施設として、課若しくは所属として又は職員個人としてそれぞれが実施すべき取組を一つでも多く実践する仕組みを普及します。

4-5-1 空調、換気に関する取組

■ 施設全体で行う取組

- 冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する
- ルーバーや庇を窓外に設置し、夏期や冬期等の日射熱を制御し、空調負荷の低減を図る
- 夜間の巡視により空調・換気・照明などの消し忘れを防止する

■ 課又は所属として行う取組

- 空調の使用時は、空調機器のフィルター清掃を月1回程度行う
- 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする
- 夏期は冷房中や帰る前に日射を適切に遮蔽し、冬期は日射を取り入れる
- 快適性を損なわない範囲内で、室温目安を夏季28℃、冬季19℃として設定温度を調整する
- 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない
- 空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う

■ 職員一人ひとりが行う取組

- 空調の使用時は扉や窓の開放をできるだけ控え、不要な換気を避ける
- 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る
- 就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る
- トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する
- クールビズ※・ウォームビズ※を励行する

4-5-2 照明に関する取組

■ 施設全体で行う取組
● 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど点灯縮減を図る
■ 課又は所属として行う取組
● 照明スイッチに・必要な場所のみ照明を点灯できるように照明スイッチを細分化し点灯場所を明示する
● 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する
● 照明照度を作業の状況及び作業環境の快適性に配慮しながら調整する
■ 職員一人ひとりが行う取組
● 昼休みや日中日当たりのよい場所では、照明をこまめに消す
● 断続的に使用する部屋（会議室、トイレ、給湯室等）の照明はこまめに消す
● トイレ、廊下、階段、ホール等について、不用な箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する
● 退室時に人がいなくなるエリアの照明を消す

4-5-3 OA機器に関する取組

■ 課又は所属として行う取組
● 低電力モード機能を搭載しているOA機器、電気製品は、低電力モードに設定を行い使用する
■ 職員一人ひとりが行う取組
● パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げる
● パソコンの電源管理（低電力モードの活用や外勤時の電源OFF）を行う
● デスクトップコンピュータでは、本体だけでなくモニターの電源も切る
● 昼休みはOA機器の電源を切る
● スイッチ付き電源タップを活用し、退室後の待機電力消費を防止する
● 所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する

4-5-4 公用車使用に関する取組

■ 課又は所属として行う取組

- 給油量と走行距離から燃費を計測し、取組の指標とする
- メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する

■ 職員一人ひとりが行う取組

- 給油時等にタイヤの空気圧をチェックする
- 不要な積載物はその都度車から降ろす
- 荷物の積み降ろし等で車を降りる際はエンジンを切る
- 道路状況（工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等）について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける
- アイドリングストップを実施する
- 合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める
- 急発進・急加速を抑制し、一定速度での走行を心掛ける
- カーエアコンについてこまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける
- 近い距離の外出には徒歩や自転車を利用する

4-5-5 給湯に関する取組

■ 施設全体で行う取組

- ボイラー等は定期的にメンテナンスを実施する

■ 職員一人ひとりが行う取組

- 湯を沸かすときは、湯沸かし器や給湯器のお湯を利用する
- 給湯器や湯沸かし器などは季節に合わせて設定温度を調節する
- 給湯器や湯沸かし器の設定温度を低めにする
- 湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす
- 給湯時期・時間はできるだけ縮小する
- ガスコンロ等の火の強さは、適切に調節する
- 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする

4-5-6 その他の電力使用機器等に関する取組

<p>■ 施設全体で行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する ● 温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する ● 冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬は「弱」に設定する
<p>■ 職員一人ひとりが行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る ● 温水洗浄便座のフタを使用時以外は閉める ● 職員は、階段を積極的に利用する

4-5-7 その他の取組

<p>■ 事務事業全体で行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー消費の見える化により省エネ対策を評価する ● 優先的に環境物品※（グリーン購入※対象品目）を購入する
<p>■ 施設全体で行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設利用者に対して節水を呼び掛ける ● 止水栓等の調整により水道水圧を低めに設定する ● 水漏れの点検を実施する
<p>■ 課又は所属として行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る ● 事務書類（会議用資料、事務手続、報告書、FAX送付状等）を簡素化する ● 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する ● 古紙やトナーカートリッジ等はリサイクルに回す ● 用紙サイズの統一化（A4版化）により用紙使用の合理化を図る ● 会議等において、原則、ペットボトルの飲料水の提供を中止する
<p>■ 職員一人ひとりが行う取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う ● ミスコピーを防止するため、コピー機使用後には必ずリセットボタンを押す ● ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する ● 使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する ● 水道使用時には節水に心掛ける ● マイ箸、マイ水筒を利用する